

別表（第5条関係）

区分	主な内容
賃金	会場設営、安全確保、受付等に必要に臨時的に雇用したアルバイト等の賃金
謝金	出演者、通訳等への謝金等
旅費	出演者、通訳等の移動に要する運賃等（宿泊費を含む。）
消耗品費	事務用品の購入費、感染予防対策に係る経費等
印刷製本費	チラシ、ポスター、パンフレット等の印刷費
通信運搬費	郵便代、運送料等
広告宣伝費	チラシ、ポスター、パンフレット等のデザイン料等の広告費等
委託料	会場の設営及び撤去、警備員の配置、事業に関する調査分析その他専門性の高い業務を外部に委託する経費
使用料及び賃借料	会場使用料、機材、器具等の借上料等
備品購入費	夜間イベントの開催に直接的に必要であるもの（当該夜間イベントの開催後において当該補助事業者が次回の夜間イベント（これと同様のイベントを含む。）に使用することが予定されているものに限る。）
その他	上記に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費

備考 備品購入費のうち、パソコン、タブレットその他汎用性が高いものの購入に係る経費は、補助の対象としない。